

第1 「社会福祉法人京都府社会福祉事業団」が管理運営する京都府立洛南寮及び京都府立心身障害者福祉センターの現状と課題

1 京都府立洛南寮

(1) 委託先の選定及び業者委託の要否

(監査の結果)

各業務の委託金額について、価格の変動がほとんどみられない。

また、現在外部委託している業務に、ボランティアによる支援を受け入れ、パートを積極的に活用する。

(措置の内容)

業務委託について、平成15年度、電気・機械設備運転管理業務及び宿日直業務で前年度比800千円の低減を図った。

また、平成15年度から、それまで各施設で行っていた経理事務のうち主要なものを本部に集中させ、また積極的な競争入札の実施等、効率的な事務執行を行った。

さらに、それまで外部委託をしていた業務の一部をボランティアや職員等で行うなど経費の削減を図った。

(2) 給食費にかかる原価計算の必要性と外部委託の検討

(監査の結果)

給食の提供業務全体にかかる費用の把握を行っていないため、直営による費用対効果が検証できない。

給食費にかかるコスト計算を行うとともに、外部委託への移行について検討することが必要である。

(措置の内容)

事業費の大きなウェイトを占めている給食提供業務全体に係る費用の把握を行うとともに、効率的な作業手順・方法、低額で良質な原材料の納入など、コスト意識を高め、経費削減を図った。

(3) 民間施設との人件費格差

(監査の結果)

本俸が非常に高いベテラン職員を多く雇用している等のため洛南寮における職員給与は他の民間施設のそれに比較し相当高い。

民間施設では、経営状況の変化に対処するため、給与体系の見直しを行ってきたが、事業団においては、制度的硬直性が壁となり、経済情勢等に応じた経営を為し得てきたとは言い難い。

(措置の内容)

平成14年度の給与引下げ改定に併せ、平成15年4月から管理職3.5%、一般職2.5%の給与カットを行ったほか、退職した常勤職員に代わり非常勤嘱託職員を補充するなどにより、人件費の縮減を図った。

(4) 養護老人ホームの利用者の減少

(監査の結果)

監 査 委 員

16年監査公表第3号

平成14年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、京都府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

平成16年 4月20日

京都府監査委員 林田 洋
同 明田 功
同 廣瀬 伸彦
同 道林 邦彦

平成14年度包括外部監査に基づき講じた措置状況

今後予想される老人福祉分野の競争化時代において、現状を維持したままでは、経営効率からみて危機に瀕する可能性が高い。

(措置の内容)

経理事務の集中化、積極的な競争入札の実施等、効率的な事務執行を行った。

2 京都府立心身障害者福祉センター

(1) 収益改善が見込めない赤字体質

(監査の結果)

現在の病院施設では、施設・器具等が老朽化し、急性期患者の手術を数多く行うことは実質的に不可能である。

また、病床数が少なく、外来患者を増加させたとしても、診療収入の大幅な増加は見込めない。病床数は医療法施行規則により、医療圏単位でその数が定められており、増床することは不可能である。したがって、現状での収入の増加はほとんど見込めない。

(措置の内容)

附属リハビリテーション病院では、社会保険診療報酬の請求において、施設基準の取得等による優遇措置の適用を行った。また、医師、看護師等医療職員の研修を行ったほか、近隣病院からの紹介患者の受入れ等により、収入の増加を図った。

(監査の結果)

職員の給与は京都府職員に準ずることとされていることから、民間に比較して非常に高い。

(措置の内容)

平成14年度の給与引下げ改定に併せ、平成15年4月から管理職3.5%、一般職2.5%の給与カットを行ったほか、退職した常勤職員に代わり非常勤嘱託職員を補充するなどにより、人件費の縮減を図った。

(監査の結果)

委託経費等に価格競争原理が十分に働いておらず、固定経費が硬直化している。業務委託料の入札を毎年実施するなど支出の削減を実施すべきである。

(措置の内容)

平成15年度から、それまで各施設で行っていた経理事務のうち主要なものを本部に集中させ、また積極的な競争入札の実施等により経費の節減を図った。

(監査の結果)

交通の便の悪い場所に位置し、自家用車やタクシーを利用せざるを得ない状況であり、利用者にとってよい立地条件とはいえない。

(措置の内容)

病院の立地は、最寄り駅からの路線バスが1時間に1本程度と不便なため、障害者や高齢者の患者の来院の便宜を図るべく主要駅からの患者送迎用マイクロバス運行の検討を開始したほか、自家用車で来院する患者等のための案内板の掲出につ

いて、関係機関と調整を開始した。

(監査の結果)

収入増加がほとんど見込めず、高い職員給与や固定経費の硬直化、悪い立地条件などが現状のままでは収益改善は見込めない。

(措置の内容)

収支の改善を図るため、平成15年度において、医事事務の委託や残業の縮減等による人件費の節減、競争入札等による経費の節減を図った。

(2) 診療科目の見直しが必要

(監査の結果)

経営効率の観点から診療科目の必要な見直しを行う必要があるが、診療科別収支が把握されていない。

(措置の内容)

診療科目の見直しについては、平成16年度から、採算割れしている眼科と耳鼻咽喉科を休診とし、内科の診療を再開することを決定した。

第2 環境ISO(京都府庁及び京都府企業局)及び環境会計(企業局水道事業)の現状と課題

1 京都府庁環境ISOの環境効果と経済効果

(1) オフィス活動について

(監査の結果)

職員の業務実行理念として環境意識とコスト感覚を常に向上させる。

(措置の内容)

職員全員を対象としたISO研修、全庁掲示板への情報掲載等を通じ、環境意識の向上を図った。また、業務執行に伴う電気使用量や廃棄物量、コピー用紙購入枚数等の削減のための取組がCO₂発生量や経費の削減に結びついた具体的効果を定期的に情報提供し、職員のコスト感覚の向上を図った。

(監査の結果)

オフィス活動の目標管理について、文書の電子情報への変更数、実行率などの指標を通じ、現状より更にペーパーレス化を図るなど、職員が取り組み成果を自覚できる指標化に努める。

(措置の内容)

取組成果を適切に把握し、数値結果に基づき目標の達成状況を評価できるようシステム上の手順を改訂したほか、職員が取組成果を自覚できるよう、両面コピー率の状況等、中間段階で得られた情報の発信を行った。

また、行政事務支援システムの機能改善、職員採用試験のインターネット受付、一部の文書引継業務の電子化等行政事務の電子化によりペーパーレス化を更に進めた。

(2) 環境施策について

(監査の結果)

施策の環境効果を適切な環境指標として設定する。

また、予算執行管理による「目標達成」の評価

基準を「環境指標」としての達成基準に変えることを検討する。

(措置の内容)

平成15年5月から開始した外部専門家を含む検討会等において、公共工事を含む施策に係る適切な環境指標の設定等、システムを施策の推進に有効活用するための方法について検討した。なお、平成15年度の環境目標設定に当たっては、可能な限り具体的な環境指標を定めた。

(監査の結果)

ISO14001の運用を指標化された環境目標をベースに有効な「管理手法」として活用することを検討する。

(措置の内容)

ISO14001の運用を更に有効な管理手法として活用する方法について、外部専門家を含む検討会において検討し、事務事業評価との連携を図った。

(監査の結果)

「環境目標」のうち、進捗状況を把握するための適当な環境指標が設定されていないものについて具体化するように努力し、コスト感覚が意識づけられるよう検討する。

(措置の内容)

平成15年度の環境目標の設定に当たっては、可能な限り具体的な環境指標を定めた。

更に、事務事業評価における各指標、記述との整合を図ることにより、コスト感覚の意識づけを行った。

2 企業局水道事業における環境対応と環境会計

(1) 汚泥処分費を低くする活用方法の検討

(監査の結果)

汚泥売却量が激減し、有償処分量が増大しているので、売却等を進めて処分費を低くする活用方法を検討する必要がある。

(措置の内容)

乙訓浄水場では、平成15年7月中旬以降木津浄水場と同様にランド用材として全量売却することとした。

(2) 資源の効率的運用の検討

(監査の結果)

浄水場ごとに比較すると、「電力の給水量単位当たりの使用量」「ポリ塩化アルミニウム(PAC)の給水量単位当たりの使用量」「汚泥の給水量単位当たりの発生量」「取水量と有収水量との差」に差異があるので、今後の効率的運用を検討する必要がある。

(措置の内容)

電力使用量等の削減数値目標を単位水量当たりで設定することとし、その削減実績を各浄水場ごとに比較することにより、各浄水場の取組の効率性を検証するとともに、今後の取組改善に活かすこととした。

(3) ISO14001の運用

(監査の結果)

目標設定の数値化に当たって、給水量や濁度等に影響されない指標を用いる必要がある。

(措置の内容)

平成15年度から新たな3カ年の環境保全の取組を展開することとし、環境目標については、取水量及び還元水量の単位当たりの削減数値目標を設定した。

また、平成15年度に作成した環境レポートにおいて環境指標を導入したところであり、取組の結果を「電力使用量/給水量」などの環境効率性指標等により分析した。

(監査の結果)

確実に削減、改善するため環境マネジメントプログラム(実行計画)の手段を具体化し、より効率的に進行管理のチェックを行う必要がある。

(措置の内容)

宇治浄水場では、浄水処理の工程上多種にわたっている「環境マネジメントマニュアル」について、重複記述の解消や用語の統一を図るなど簡略化に取り組んだ。

宇治浄水場以外の各事業所については、「環境マネジメントマニュアル」や手順書、進行管理表の様式を策定し、これらに則って具体的な環境マネジメントプログラムを定めた。

(監査の結果)

指標化されていない目標項目を進行管理できるよう数値化の工夫をする必要がある。

(措置の内容)

平成15年度から環境目的・目標の見直しをする中で、コピー用紙使用枚数や両面コピー率など新たに数値による環境目標を設定した。

また、数値的な環境目標を設定しがたい環境目的については、少なくとも環境マネジメントプログラムごとに数値目標を設定した。